

## (2) 自主行動規範に関する事項

本ガイドラインの施行時に存在する団体等は、平成24年9月1日までに、本ガイドライン3（3）①の自主行動規範を策定するものとする。この場合において、当該自主行動規範が策定されるまでの間の証明については、本ガイドラインの施行から当該自主行動規範の策定までの間に当該証明に係る木質バイオマスを所有していたことを証明書に記載することとし、本ガイドライン3（3）①の規定による証明書への認定番号等の記載は、要しない。

別記 1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例  
例 1 民有林からの出材の場合

番 号 平成 年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明
〇 〇（販売先） 殿
〇〇素材生産事業者 認 定 番 号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。
記
1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量
※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。 また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。 ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

例2 国有林からの出材の場合

		番	号
		平成	年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明			
○	○	殿	
(販売先)		○○素材生産事業者	
		認定番号	
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。			
記			
1. 出材元の森林管理署名			
2. 物件（森林）所在地（林班名など）			
3. 伐採面積			
4. 樹種			
5. 数量			
※ 森林管理署等と○○素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。			

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記 1 - 1 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

	番	号
	平成	年 月 日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明		
○ ○ 殿 (販売先)		○○素材生産事業者 認定番号
下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。		
記		
1. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等		
2. 物件（森林）所在地		
3. 伐採面積		
4. 樹種		
5. 数量		
※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。		

注 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記1-2 伐採届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号  
平成 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿  
(販売先)

所有者名  
所有者住所

下記の物件は、全て○○（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。

記

1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）
2. 当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など）
3. 樹種
4. 数量

別記 2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

		番	号
		平成	年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明			
○ ○	殿		
(販売先)		○○チップ製造事業者 認 定 番 号	
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。			
記			
1. 樹種			
2. 数量			

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記 2-2 納品書を活用した証明書の記載事項例

番 号  
平成 年 月 日

納品書（出荷伝票）

○ ○ 殿  
(販売先)

○○チップ製造事業者  
認 定 番 号

発地（出荷場所）○○チップ製造事業者 ○○工場

着地（納入場所）(株)○○○ ○○○発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※ 上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

別記 2-3 製材等残材にかかる製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号  
平成 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿  
(販売先)

製材工場等名  
認定番号

下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 製材等残材の物件名
2. 樹種
3. 数量



別記2-4 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項  
例

		番	号
		平成	年 月 日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明			
○ ○	殿		
(販売先)			
		○○チップ製造事業者 認 定 番 号	
下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。			
記			
1. 樹種			
2. 数量			

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

### 別記3 自主行動規範の例

#### 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

〇 〇 団 体  
平成 年 月 日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成24年6月18日経済産業省告示第 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定

方式)に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、〇〇団体の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

〇〇団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

〇〇団体は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

## 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

〇〇団体

### 第一 目的

本実施要領は、〇〇団体（以下「団体」という）が平成〇年〇月〇日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

### 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 認定は団体の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

### 第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を団体に提出しなければならない。

### 第四 審査及びその結果の通知

- 1 団体は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

## 第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

## 第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 団体は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は

一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年〇月末までに、団体へ報告する。

2 団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立入検査

団体は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

## 第十 認定事業者の取消し

1 団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
- ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 団体は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を団体に提出しなければならない。

附則 本実施要領は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【別記1】（事業者認定申請書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいの  
で、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、  
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添1）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記1ア】(事業者認定申請書(継続)の様式(例))

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定番号 :

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他(注)

注:その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。



## 【別添 1】

### 分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事 業 者  
平成 年 月 日作成

本方針書は、〇〇団体が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成〇年〇月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

#### （適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

#### （分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

#### （分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや

標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

平成 年 月 日

殿

〇 〇 団 体

平成 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、〇〇団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合)

		番	号
		平成	年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明			
○	○	殿	
(販売先)			
		○○チップ製造事業者	
		認定番号	
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。			
記			
1. 樹種			
2. 数量			

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式（例））

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月 1日～ 平成 年 3月31日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2. のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

【別記5】（認定取消通知書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

〇〇

団体

貴事業者については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由

11. 環廢産第 1306282 号 平成 25 年 6 月 28 日





環廃産発第 1306282 号  
平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、バイオマス資源の焼却灰に係る解釈の明確化等のため平成 25 年 6 月中に措置を講ずることとされたところである。これを受け、今般、下記の通り解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物に該当する物は、当該物の再生行為を含め、法による適切な管理下に置くことが必要である。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

## 1 木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰について

専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを原料として製造された木質ペレット又は木質チップについて、それらを燃焼させて生じた焼却灰の中には、物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案した結果、不要物とは判断されず畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されている例もある。このような、木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰（塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれのある廃木材又は当該廃木材を原料として製造したペレット又はチップと混焼して生じた焼却灰を除く。）のうち、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない焼却灰は、産業廃棄物に該当しないものである。

## 2 全国統一相談窓口の設置について

1で述べた焼却灰が産業廃棄物に該当するか否かについて事業者等が行政に相談する場合は、許可権者である各都道府県・政令市に相談する必要があるが、必要に応じて事業者等が環境省にも相談できるよう、以下のとおり全国統一相談窓口を設置した。複数の都道府県・政令市が関係する事案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等には、本相談窓口の活用を促されたい。また、全国統一相談窓口に相談があった事案について、関係する都道府県・政令市に照会する場合があるので、その際は対応願いたい。

### 【全国統一相談窓口】

産業廃棄物課規制係（電話：03-5521-9274）

12. 原子力発電所外に適用されている  
放射能に関する主な指標例



原子力発電所外に適用されている放射能に関する主な指標例

平成24年4月  
原子力被災者生活支援チーム

件名	策定日	指標		根拠等
食品等に係る指標	H24.4.1	飲料水	10Bq/kg	内部被ばく1mSv/年を前提として設定 <a href="http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html">http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html</a>
		牛乳	50Bq/kg	
		一般食品	100Bq/kg	
		乳児用食品	50Bq/kg	
	水道水中の放射性物質に係る管理目標値 〈厚生労働省〉	H24.4.1	10Bq/kg	
飼料中の放射性セシウムの暫定許容値 〈農林水産省〉	H24.2.3【牛】 H24.4.1【牛以外】	牛・馬用飼料	100Bq/kg	食品の放射性セシウムの新たな基準値（一般食品：100Bq/kg、牛乳：50Bq/kg）を超える畜水産物が生産されないよう設定。 <a href="http://www.maff.go.jp/j/syuan/soumu/saigai/supply.html">http://www.maff.go.jp/j/syuan/soumu/saigai/supply.html</a> <a href="http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/tikusui/120203.html">http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/tikusui/120203.html</a> <a href="http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/tikusui/120323.html">http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/tikusui/120323.html</a>
		豚用飼料	80Bq/kg	
		家きん用飼料	160Bq/kg	
		養殖魚用飼料	40Bq/kg	
きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値 〈農林水産省〉	H24.4.1	きのこ原木・ほだ木	50Bq/kg	食品の放射性セシウムの新たな基準値（100Bq/kg）を超えるきのこが生産されないよう設定。 <a href="http://www.rinva.maff.go.jp/j/press/tokuyou/120328_2.html">http://www.rinva.maff.go.jp/j/press/tokuyou/120328_2.html</a>
		菌床用培地・菌床	200Bq/kg	
脱水汚泥等を利用した副次産物の利用 〈原子力災害対策本部〉	H23.6.16	100Bq/kg		放射性セシウムのクリアランスレベル。 <a href="http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616006/20110616006.html">http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616006/20110616006.html</a>
砕石及び砂利の出荷基準 〈経済産業省〉	H24.3.22	100Bq/kg		放射性セシウムのクリアランスレベル。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/iyutaku/investigation/120322/120322_regulation.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/iyutaku/investigation/120322/120322_regulation.pdf</a>
災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用 〈環境省〉	H23.12.27	遮蔽効果を有する資材により地表面から30cmの厚さを確保する場合	3,000Bq/kg	管理された状態で道路の下層路盤材等（表面30cm以下）にコンクリートくず等を用いる場合。道路端に1年間居住しても、被ばく線量は10μSv/年以下。 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/attach/concrete-waste111227.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/attach/concrete-waste111227.pdf</a>
指定廃棄物の指定基準 ※基準を越えるものについては、指定廃棄物として国が処理を行う（放射性物質汚染対処特措法省令等） 〈環境省〉	H23.12.14	8,000Bq/kg		8000Bq/kgの廃棄物を通常の処理方法で処理する場合、作業員及び周辺住民の被ばく線量は1mSv/年を下回り、埋立処分を終了した最終処分場の周辺住民の被ばく線量は10μSv/年を下回る。 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html">http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html</a>
調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値 〈農林水産省〉	H23.11.2	薪	40Bq/kg	一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能な放射性物質の濃度（8,000Bq/kg）以下となるよう設定。 <a href="http://www.rinva.maff.go.jp/j/tokuyou/shintan1.html">http://www.rinva.maff.go.jp/j/tokuyou/shintan1.html</a>
		木炭	280Bq/kg	
肥料・培土・土壌改良資材の暫定許容値 〈農林水産省〉	H23.8.1	400Bq/kg		肥料等を長期間施用しても事故前の農地土壌の放射性セシウムの濃度範囲。施用作業時の外部被ばくが10μSv/年以下。 <a href="http://www.maff.go.jp/j/syuan/soumu/saigai/shizai.html">http://www.maff.go.jp/j/syuan/soumu/saigai/shizai.html</a>
周辺監視区域外の水中の濃度限度 （原子炉等規制法）	—	セシウム137	90Bq/l	同一人が0～70歳まで、その濃度の水を飲料した場合の1年当たり1mSvに相当する濃度。
		セシウム134	60Bq/l	
廃棄物処理施設周辺の公共の水域の水中の濃度限度 （放射性物質汚染対処特措法） 〈環境省〉	—	セシウム137	90Bq/l	同一人が0～70歳まで、その濃度の水を飲料した場合の1年当たり1mSvに相当する濃度。
		セシウム134	60Bq/l	
廃棄物処理施設周辺の大気中の濃度限度 （放射性物質汚染対処特措法） 〈環境省〉	—	セシウム137	30Bq/m <sup>3</sup>	同一人が0～70歳まで、その濃度の空気を摂取した場合の1年当たり1mSvに相当する濃度。
		セシウム134	20Bq/m <sup>3</sup>	

※1 クリアランスレベル：放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの

※2 原子力安全委員会は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日）において、再利用に関しては、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（10μSv/年）以下になるように、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要があるとの考え方を示している。

（注）本資料は、内閣府原子力被災者生活支援チームが各省のホームページの情報等を基に取りまとめたものです。具体的な基準の概要等については担当省庁にお問い合わせ願います。



### 13. 準備書段階の計画における事業計画の概要





### 資料 13 準備書段階の計画における事業計画の概要

準備書段階の計画における事業計画の概要を以下に示す。なお、各項目番号は準備書の第一章に掲載時の番号での記載とした。

#### 1-1 事業者の氏名

名 称：大月バイオマス発電株式会社

代表者：代表取締役 有坂 秀彦

住 所：山梨県大月市大月町花咲 1687 番地 4

#### 1-2 事業の名称等

##### 1-2-1 対象事業の名称

大月バイオマス発電事業

##### 1-2-2 対象事業の種類

第 2 種事業 工場又は事業場の建設事業（電気供給業）

（山梨県環境影響評価条例 第 2 条 別表 18）

##### 1-2-3 事業の規模

対象事業の規模は、表 1-2-1 に示すとおりである。

表 1-2-1 対象事業の規模

項 目	規 模
工場の敷地面積	約 19,275m <sup>2</sup>
発電所	内部循環式流動層ボイラ 1 台 蒸気タービン 1 台
排出ガス量	※86,000Nm <sup>3</sup> /h～
炭素量	※5,130kg/h～6,000kg/h 以上
使用燃料	生木屑チップ・PKS（椰子殻）
発電出力	11,500kW（外気温 28℃時）

注釈）※：燃料構成により排出ガス及び炭素量に増減がある。

1-2-4 対象事業の実施時期

対象事業の全体行程は、表 1-2-2 に示すとおりである。

表 1-2-2 対象事業の全体行程

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27・28 年度	平成 29 年度
環境影響評価		方法書提出	方法書説明会開催	準備書提出 準備書説明会開催	評価書提出	
工事						
供用						

1-2-5 事業の実施方法

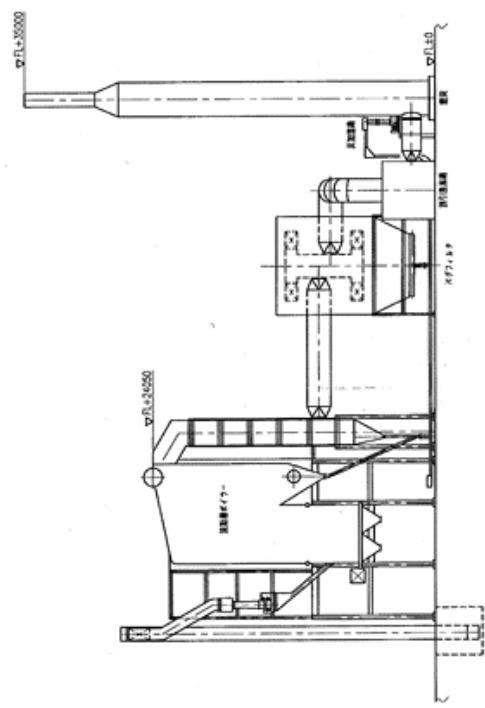
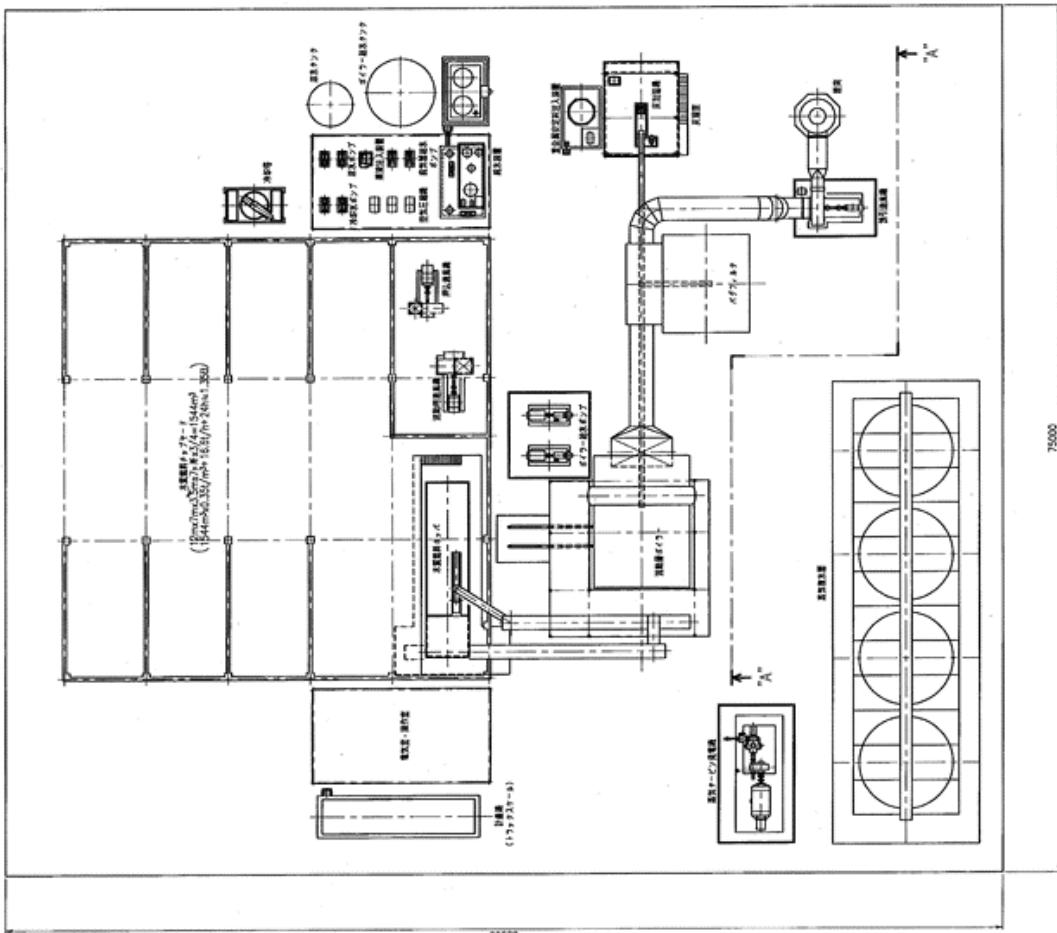
(1) 施設設置計画

本事業計画により実施される施設は、表 1-2-3 及び図 1-2-1～2 に示すとおりである。

表 1-2-3 施設計画

施設	計画の概要	
蒸気タービン発電機棟	構造	鉄骨造
	高さ	15m
	面積	約 1,200m <sup>2</sup>
ボイラ支持架構	構造	鉄骨造
	高さ	24m
	面積	約 600m <sup>2</sup>
燃料受入棟	構造	鉄骨造
	高さ	15m
	面積	約 1,500m <sup>2</sup>
ダクト (煙突)	構造	鉄骨造
	高さ	35m
	排出口径	1.4m

図名	図号	設計	校核	承認



△ '11. 9. 22 断面透視

注記  
 本図は設備の配置図であり、詳細図は別途作成する。

製図	大月バイオマス発電株式会社 蔵
工事名	大月バイオマス発電所建設工事
図号	0330465
図名	全体配置図
比例尺	1/200
図面番号	HE-*****
図面名称	株式会社 大月バイオマス発電所建設株式会社
図面番号	0330465

図 1-2-1 設置計画全体配置図

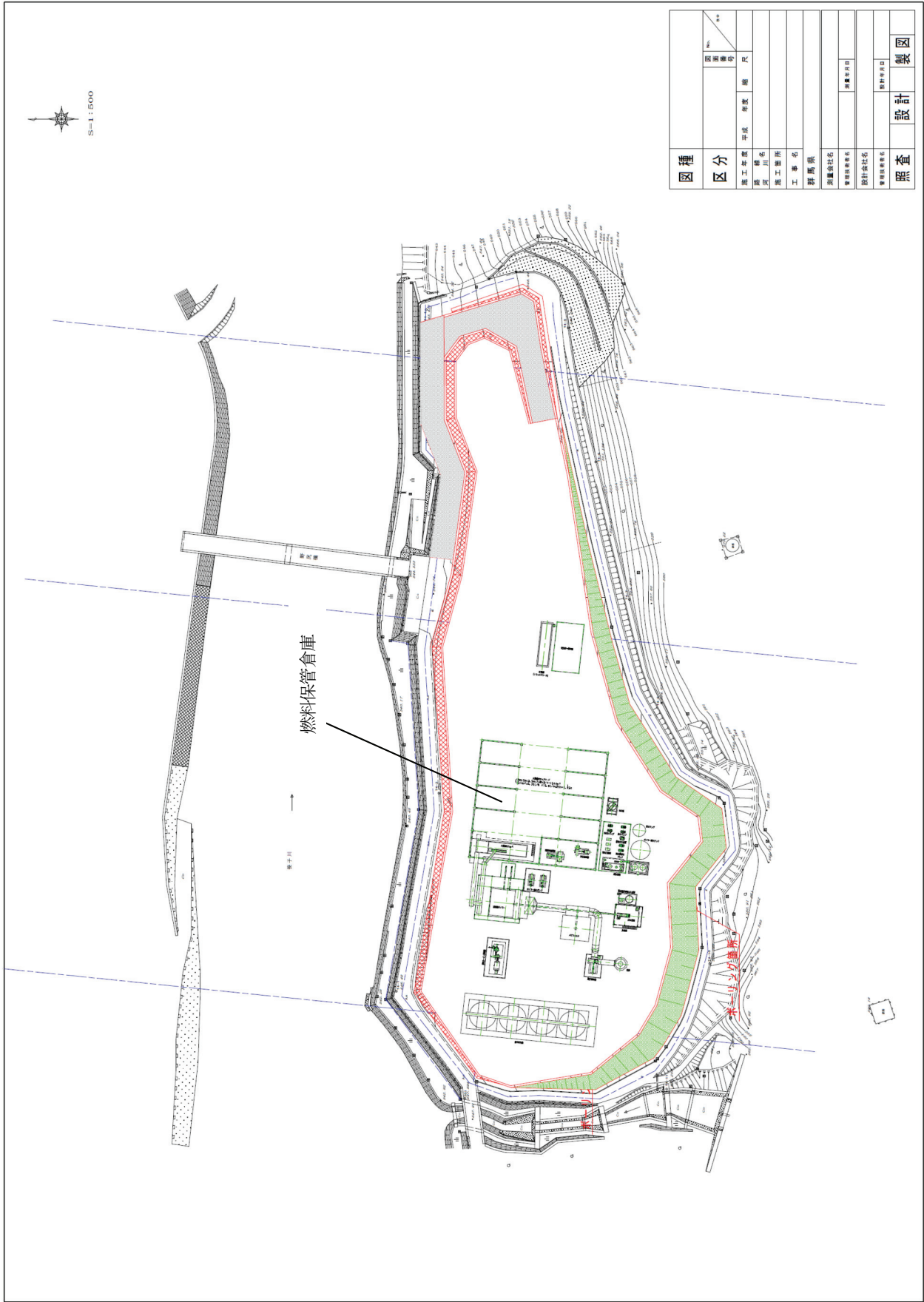


図 1-2-2 設置計画土地及び施設配置図

## (2) 設備計画

常用発電設備のシステムは、内部循環式流動層ボイラ1台と蒸気タービン1台から構成される。ボイラより発生させた蒸気は蒸気タービンに送られ、蒸気タービンに付帯する発電機にて電気を発生させ供給する。

設備計画の仕様は、表1-2-4に示すとおりである。

表 1-2-4 設備計画

設 備		設備仕様 (能力値)
ボイラ	型式	内部循環式流動層
	台数	1台
	使用燃料	生木屑チップ・PKS (起動時:A重油)
	燃料使用量	約16.6t/h (A重油:約2,000kg/回)
蒸気タービン	型式	抽気復水型
	復水器の冷却方式	空気冷却式
	補機用冷却水	補機冷却水冷却塔による冷却方式
	発電出力	11,500kW(外気温28℃時)
ダクト(煙突)	構造	鋼製
	高さ	35m
	排出口径	1.4m
重油タンク (起動用)	容量	50kl
	タンク数	1基
	設置場所	地上部
排水処理設備	排水量	最大時28.8m <sup>3</sup> /日 (1.2 m <sup>3</sup> /時)
	処理方式	中和式

## (3) 排ガス性状

排ガス性状は、表1-2-5に示すとおりである。

また、排出量の他に参考とした「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値を示す。なお、当該事業の分類は電気供給業であるため、対象となる基準値がない塩化水素及びダイオキシン類については、廃棄物焼却炉の基準値を示した。

表 1-2-5 排ガス性状

項目	排出量	基準値
湿り排ガス量(最大)	90,850 Nm <sup>3</sup> /h	—
乾き排ガス量 (最大)	75,220 Nm <sup>3</sup> /h	—
排ガス温度	154 °C	—
酸素濃度	3.7 %	—
排出ガス吐出速度 (通常平均)	22.1 m/s	—
硫黄酸化物	110 ppm [O <sub>2</sub> 6%]	740ppm [O <sub>2</sub> 6%] ※
窒素酸化物	150 ppm [O <sub>2</sub> 6%]	250 ppm [O <sub>2</sub> 6%]
ばいじん	0.3 g/m <sup>3</sup> N [O <sub>2</sub> 6%]	0.3 g/m <sup>3</sup> N [O <sub>2</sub> 6%]
塩化水素	103 ppm [O <sub>2</sub> 6%]	429 ppm [O <sub>2</sub> 6%] ※
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N [O <sub>2</sub> 12%]	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N [O <sub>2</sub> 12%]

備考) 山梨県内における硫黄酸化物のK値は17.5。

注釈) ※：基準値を ppm 換算した値。

#### (4) 運転計画

施設は、24 時間連続運転し、年間 335 日稼働（点検等により年間 30 日は停止）する計画である。

##### 1) 時間毎負荷率

	その他昼時間	夜間時間
時間帯	8：00～22：00	22：00～8：00
時間数 (h)	14	10
負荷率	100%	100%

##### 2) 日数区分

単位：日

	初年度	2 年目以降
稼働日数	310	335
定期点検	25	25
その他停止	5	5
(1 年目停止日数増見込)	25	—
合計年間日数	365	365

##### 3) 出力

負荷率	100%
発電出力	11,500kW
所内動力	1,500kW
送電端出力	10,000kW

備考) 外気温 28°C時

4) 送電量

年度	初年度	2年目以降
GROSS年間時間数	8,760h	8,760h
停電時間数	1,320h	720h
NET年間時間数	7,440h	8,040h
負荷率	100%	100%
送電端出力	74,400,000kWh	80,400,000kWh
発電量	85,560,000kWh	92,460,000kWh
所内消費量	11,160,000kWh	12,060,000kWh

(5) 使用燃料

1) 使用燃料

燃料	生木屑 チップ	PKS	合計
燃焼量(kg/h)	12,500	4,160	16,660
全水分(%)	43.8	20.0	31.9
C(Dry%)	46.55	50.24	47.82
H(Dry%)	5.54	5.52	5.53
O(Dry%)	41.32	41.72	41.46
N(Dry%)	0.47	0.4	0.45
S(Dry%)	0.05	0.01	0.04
Cl(Dry%)	0.07	0.01	0.05
灰分(Dry%)	6.0	2.1	4.65
低位発熱量 (kcal/kg)	1,920	4,200	2,490

備考) 値は到着ベースのもの。

2) 投入割合

燃料	生木屑 チップ	PKS
時間	12.5t	4.16t
日	300t	99.84t
年間(335日)	100,500t	33,446.4t

3) 1日の搬入車両予定台数

大型車両(40 m <sup>3</sup> )	35 台
トレーラー(70 m <sup>3</sup> )	4 台

備考) 日曜は除く

### 1-3 対象事業が実施されるべき区域

事業計画区域：山梨県大月市笹子町白野 1152-23 他

対象事業の実施場所は、図 1-3-1 に示すとおりである。

### 1-4 対象事業の目的及び内容

#### 1-4-1 事業の目的

目的：間伐材等由来の木質燃料による発電、電気の供給を目的とした事業

計画地の選定理由：大月市は国道 20 号、中央高速自動車道が通っており山梨県中央部、東京都、神奈川県、埼玉県の一部へのアクセスが良いため燃料集積に有利である。また、大月市の 87% は森林であり、未利用バイオマスである間伐材利用も視野に入れ選定した。

#### 1-4-2 事業の内容

##### (1) 事業の所在地

山梨県大月市笹子町白野地区

位置図 図 1-3-1 に示すとおりである。

概況図 図 1-4-1 に示すとおりである。

詳細図 図 1-4-2 に示すとおりである。

##### (2) 事業計画

本事業の事業計画に基づく関連施設の設置に際しては、本手続において得られた知見を関連施設の設置事業者に対して積極的に情報提供し、関連施設がより環境に配慮したものとなるようにする。

###### 1) 計画概要

街路樹や果実の剪定枝、林地残材、間伐材等生木由来の生木屑チップ (PKS を含む) を燃料とした汽力発電所である。

###### 2) 土地利用計画

土地利用計画は図 1-4-2 に、土地利用面積は表 1-4-1 に示すとおりである。



表 1-4-1 土地利用面積

項目	面積 (m <sup>2</sup> )	
	現況	工事後
山林	12,425.0	1,723.2
原野 (雑草、灌木類)	2,603.2	184.3
宅地 (建物及び付随部分※)	4,246.8	17,367.5
合計 (発電所の敷地面積)	19,275.0	19,275.0

注釈) ※ : 道路や駐車場部分も含む

3) 造成計画

造成計画は、図 1-4-3~4 に示すとおりである。なお、掘削工事等に伴う発生土の全てを埋戻し土として計画地内で再利用する計画である。

4) 道路計画

生木屑チップ等燃料の運搬車両の搬入出経路図は、図 1-4-5 に示すとおりである。使用道路は国道 20 号であり、施設から東京方面側を主に利用することとなる。

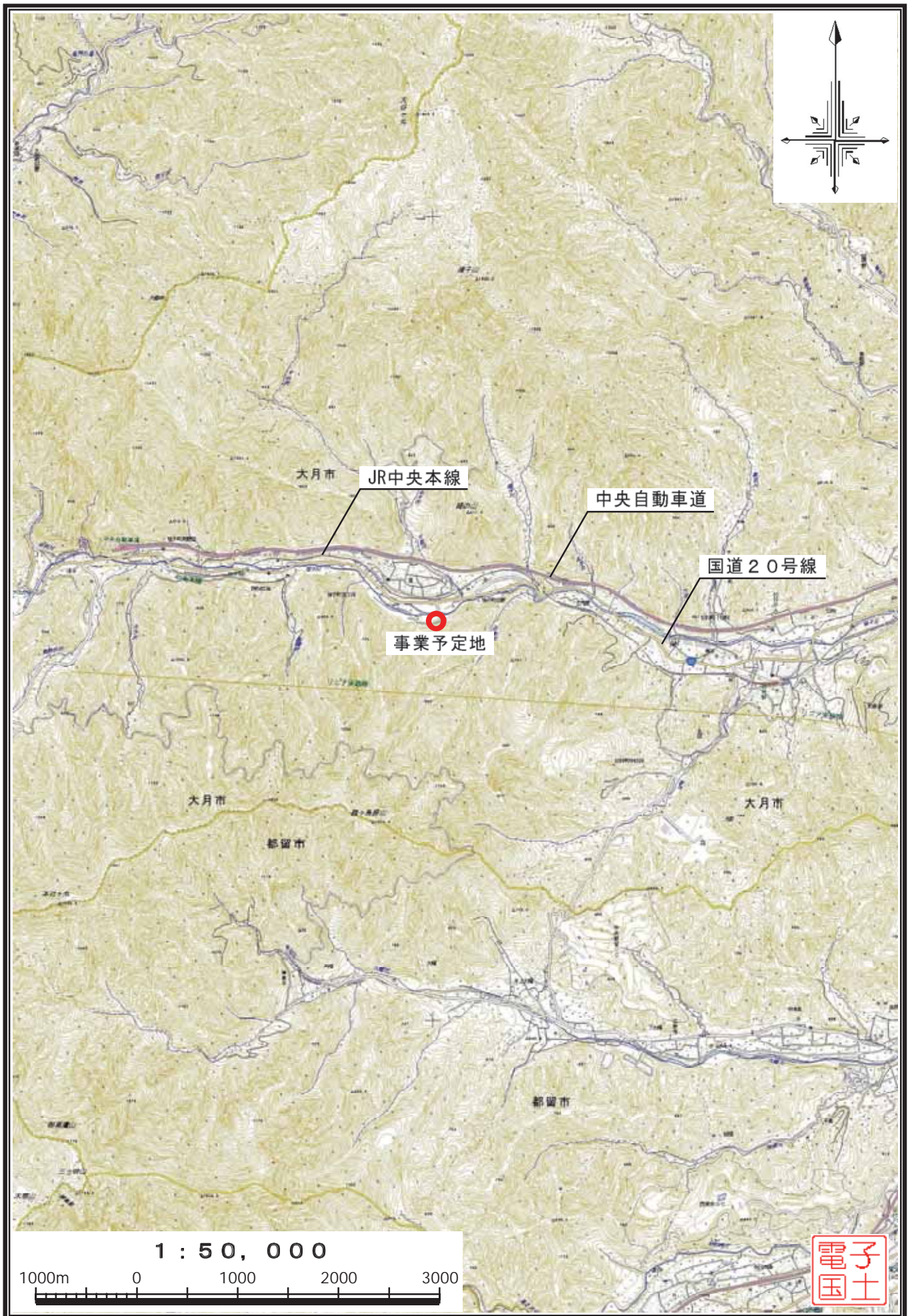


図1-3-1 事業予定地  
資 13-10